

守口市立図書館指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例案について

1. 改正趣旨

守口市立図書館（以下「図書館」といいます。）に接する他の公の施設であって、一体的に管理することが適当であると守口市教育委員会及び市長が認めるものについては、図書館と当該他の公の施設を同一の指定管理者により管理させることが市民サービスの向上に資すると考えられることから、守口市立図書館指定管理者選定委員会の所掌事務を追加するため、守口市立図書館指定管理者選定委員会条例の一部を改正するもの。

2. 改正内容

次のように改正します。（第2条関係）

改正前	改正後
（所掌事務） 第2条 委員会は、守口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。 （1）及び（2） 略 （3） 前2号に掲げるもののほか、図書館に係る指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項	（所掌事務） 第2条 委員会は、守口市教育委員会（以下「教育委員会」という。）又は市長の諮問（<u>教育委員会が諮問する場合にあっては教育委員会が所管する公の施設に係るもの、市長が諮問する場合にあっては市長が所管する公の施設に係るものに限る。</u>）に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、答申する。 （1）及び（2） 略 （3） <u>図書館に接する他の公の施設であって、一体的に管理することが適当であると教育委員会及び市長が認めるものの指定管理者の候補者の選定についての審査及び当該指定管理者の業務の実施状況の評価に関する事項</u> （4） <u>前3号に掲げるもののほか、図書館及び前号に規定する公の施設に係る指定管理者の候補者の選定に関し必要と認める事項</u>

3. 施行期日

公布の日から施行します。

令和 6 年 6 月 3 日
健康福祉部

守口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 61 号。）が令和 6 年 3 月 29 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されました。

これに伴い、本市で定める包括的支援事業の実施に関する基準を改めるため、下記のとおり守口市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案を令和 6 年 6 月守口市議会定例会に提出するものです。

1 改正内容（第 3 条関係）

（１） センターの職員の員数について、守口市地域包括支援センター運営協議会が必要と認める場合は、非常勤職員の勤務時間を常勤換算方法にて計算し常勤職員の基準を満たす場合は、非常勤職員の配置を可能とします。

（常勤換算方法：当該地域包括支援センターの非常勤職員の勤務延時間数を、常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、非常勤職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）

（２） １つのセンターが担当する区域の職員の配置員数は、第 1 号被保険者の数を合算した数の、おおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに、3 職種（保健師その他これに準ずる者、社会福祉士その他これに準ずる者及び主任介護支援専門員その他これに準ずる者をいいます。以下同じ。）の常勤職員を配置します。

今回の改正は、守口市地域包括支援センター運営協議会が認める場合は、複数のセンターが担当する区域を 1 つの区域として、3,000 人以上 6,000 人未満の場合は、複数のセンターで区域内の基準を満たす職員配置がされる時は、可能とする緩和措置が行われました。ただし、3,000 人以上 6,000 人未満のセンターの職員配置は、最低でも 2 人とします。

2 施行期日

公布の日から施行します。

令和 6 年 6 月 3 日
健康福祉部

守口市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例案について

厚生労働省老健局から「令和 6 年度介護報酬改定における改定事項」が示され、令和 6 年 4 月から、居宅介護支援事業者市町村からの指定を受けて介護予防支援事業を実施することが可能となりました。

介護保険法第115条の22第 4 項の規定により、介護予防支援事業所の指定を受ける場合は、「あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とあることから、守口市地域密着型サービス等運営委員会の所掌事務に介護予防支援の事業に関する事務を追加するため、守口市地域密着型サービス等運営委員会条例の一部を改正する条例案を令和 6 年 6 月守口市議会定例会に提出するものです。

改正内容（第 2 条関係）

1 委員会の所掌事務に次に掲げる事項を追加します。

- （１） 介護予防支援の事業を行う者の指定に関する事項
- （２） 指定介護予防支援の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の設定に関する事項

2 施行期日

公布の日から施行します。

守口市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨及び内容

本条例は、児童福祉法の規定により、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して定めることとされている。先般、この基準の一部改正が行われ、家庭的保育事業等において従事する職員の数を定めた規定のうち、満 3 歳児の職員配置基準が 20 対 1 から 15 対 1 へ、また、満 4 歳以上児の職員配置基準が 30 対 1 から 25 対 1 へと改善された。このことに伴い、本条例についても同様の改正を行う。

⇒ 家庭的保育事業等において従事する職員の数を定めた規定のうち、満 3 歳以上満 4 歳未満の幼児の規定を「おおむね 20 人」から「おおむね 15 人」に、また、満 4 歳以上の幼児又は少年の規定を「おおむね 30 人」から「おおむね 25 人」に改正。

2 施行期日

公布の日から施行する。

3 経過措置

附則第 2 項において、改正後の基準に従って職員の配置を行った場合に、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当分の間、改正前の基準が効力を有する旨を定める。

守口市都市公園条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

八雲中学校区における義務教育学校整備にあたり、旧下島小学校跡地と隣接する下島公園を一体的に利用することにより、充実した教育環境向上を図るため、下島公園を廃止する。

2 改正内容

下島公園の名称及び位置を削除（別表第 1 関係）

3 施行期日

本条例は、規則で定める日から施行する。

（下島公園内において高規格堤防の進入路を設置するため調整：想定 10 月頃）

4 補足事項

本改正においては、下島公園の廃止のみであるが、都市公園法第 16 条（都市公園の保存）の観点を踏まえ、代替公園となる八雲中学校跡地についても整備時期を見定めた上で条例改正予定



守口市営住宅条例の一部を改正する条例案について

1 改正の趣旨

- (1) 法定の耐用年限を超過している市営住宅寺方団地のうち1棟の退去が完了したことから、市営住宅の位置の一部を削除するもの。
- (2) 耐震性に課題のある市営住宅桜町団地について全住戸の退去が完了したことから、市営住宅の名称及び位置を削除するもの。

2 主な改正内容

【第1条第2項】

○改正前

名称	位置
市営住宅寺方団地	守口市南寺方北通2丁目9番、 <u>20番</u>
略	
市営住宅日吉団地	略
<u>市営住宅桜町団地</u>	<u>守口市桜町8番</u>



○改正後

名称	位置
市営住宅寺方団地	守口市南寺方北通2丁目9番
略	
市営住宅日吉団地	略

3 施行期日

公布の日から施行する。

(仮称)南部地域防災センター建設工事請負契約の締結について

令和6年6月3日
危機管理室

工 事 名	(仮称)南部地域防災センター建設工事
契約の相手方	豊徳建設株式会社
契 約 金 額	290,400,000円 (落札率 91.6%)
工 期	議決の日の翌日～令和7年7月31日
工 事 内 容	工事場所 : 守口市菊水通四丁目28番の一部 敷地面積 : 1,329.36 m² 工事種目 : 本館新築工事、外構工事 電気設備工事、機械設備工事 構造・規模: 鉄骨造 ・ 地上2階建て 建築面積 : 591.08 m² 延床面積 : 1F 527.23 m² 2F 381.79 m² 計 909.02 m²
入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (5月24日開札)
入 札 結 果	入札参加者数 5者 最低制限価格以下 1者



北部コミュニティセンター改修工事請負契約の締結について

工 事 名	北部コミュニティセンター改修工事
契約の相手方	大勝建設株式会社
契 約 金 額	484,968,000円 (落札率 90.59%)
工 期	議決の日の翌日 ～令和7年3月31日



工 事 内 容	北部コミュニティセンター改修工事に伴う ・建築工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・機械設備工事 一式		
入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (5月24日開札)	入 札 結 果	入札参加者数 8者 最低制限価格以下 1者 8

庭窪コミュニティセンター整備工事請負契約の締結について

令和6年6月3日
市民生活部

工 事 名	庭窪コミュニティセンター整備 工事
契約の相手方	株式会社森長工務店守口支店
契 約 金 額	1,205,600,000円 (落札率 90.50%)
工 期	議決の日の翌日 ～令和8年11月30日



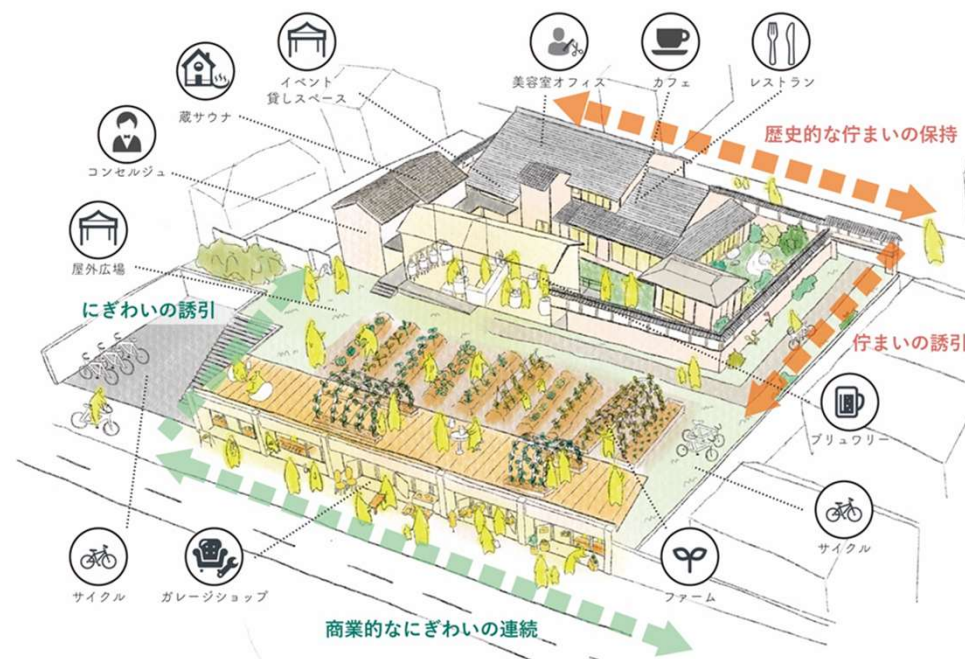
工 事 内 容	庭窪コミュニティセンター整備工事に伴う ・建築工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・機械設備工事 一式		
入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (5月24日開札)	入 札 結 果	入札参加者数 最低制限価格以下 2者 1者 9

工 事 名	旧寺方小学校解体工事			
契約の相手方	丸翔建設株式会社守口営業所			
契 約 金 額	560,120,000円 （落札率 90.35%）			
工 期	議決の日の翌日 ～ 令和7年10月31日			
工 事 内 容	旧寺方小学校解体工事に伴う ・建築工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・機械設備工事 一式			
入 札 方 法	条件付き一般競争入札 （5月24日開札）	入 札 結 果	入札参加者数 最低制限価格以下	2者 0者 10

旧徳永家住宅改修工事請負契約の締結について

令和6年6月3日
市民生活部

工 事 名	旧徳永家住宅改修工事
契約の相手方	豊徳建設株式会社
契 約 金 額	409,420,000円 (落札率 98.86%)
工 期	議決の日の翌日 ～令和7年3月31日
工 事 内 容	旧徳永家住宅改修工事に伴う ・建築工事 一式 ・電気設備工事 一式 ・機械設備工事 一式
入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (5月24日開札)



入 札 結 果

入札参加社数 3社
最低制限価格以下 1社

大宮中央公園（旧さくら小学校跡地）整備工事（公園）の契約締結について

1 工事名称

大宮中央公園（旧さくら小学校跡地）整備工事（公園）

2 工事概要

旧さくら小学校跡地を近接する大宮中央公園と機能の分担を行いながら、季節を感じられる樹木や地形を活かした遊具を配置し、防災機能を備えた特色ある公園として整備を行う。整備後は近隣公園の機能を十分発揮できるよう標準面積である 2 ha となるよう既存の大宮中央公園と一体的に近隣公園として開設する。



3 契約内容

契約相手方：株式会社橋本建設

契約金額：322,190,000 円

工期：6月議会議決後～令和7年3月31日

4 入札内容

入札方法：条件付き一般競争入札

入札参加者数：31 者（最低制限価格以下 12 者）

守口小学校建設工事請負契約の締結について

工 事 名	守口小学校建設工事		
契約の相手方	中川企画建設株式会社 守口支店		
契 約 金 額	7,389,800,000円 (落札率 99.81%)		
工 期	議決の日の翌日 ～令和8年12月15日		
工 事 内 容	建築工事(新築棟、改築棟、児童クラブ棟、駐輪場、危険物倉庫、ゴミ置き場、外構、解体、倉庫棟、ウサギ小屋) 電気設備工事(校舎棟、改築棟、外構、付属棟) 機械設備工事(校舎棟、改築棟、外構、付属棟) 昇降機設備工事(エレベーター)		
入 札 方 法	条件付き一般競争入札 (5月24日開札)	入 札 結 果	入札参加者数 1者 最低制限価格以下 0者 13



学習用タブレット端末等調達契約の締結について

令和6年度に守口市立学校に整備する学習用タブレット端末等調達契約につきましては、GIGAスクール構想加速化基金による大阪府公立学校情報機器整備事業費補助金を活用して整備することとしており、大阪府公立学校情報機器整備事業費補助金交付要綱に基づき、大阪府公立学校情報機器共同調達協議会が取りまとめる共同調達により入札を行い、下記のとおり落札しました。

この契約は、予定価格が2,000万円以上となることから、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を要するため、6月市議会定例会に提出しようとするものです。

- 〈 目 的 〉 学習用タブレット端末等調達
- 〈 相 手 方 〉 大阪市中心区大手前1丁目7番31号 OMM ビル 15 階
株式会社ウチダシステムズ大阪支社
支社長 仲村 敏雅
- 〈 契 約 金 額 〉 8,726 万 8,500 円
- 〈 納 入 場 所 〉 守口市立学校 14 校及び守口市教育センター
- 〈 概 要 〉 学習用タブレット端末一式 1,230 台
- 〈 納 入 期 限 〉 令和6年8月30日
- 〈 契 約 方 法 〉 随意契約
- 〈 仮契約締結の時期 〉 令和6年5月10日

事業名等	款	項	目	節	補正額	財源内訳(歳入)					備考
						国庫支出金	府支出金	地方債	その他	一般財源	
歳出	障がい者自立支援関係事業	民生費	社会福祉費	障がい者福祉費	委託料	11,992				11,992	
	生活保護事業	民生費	生活保護費	生活保護総務費	委託料	1,989	994			995	・生活困窮者自立支援事業費補助金
				扶助費	扶助費	6,400	4,800			1,600	・生活保護費負担金
	予防接種事業	衛生費	保健衛生費	予防費	需用費	303				303	
					委託料	151,482	87,996			63,486	・新型コロナ定期接種ワクチン確保事業費国庫補助金
					負担金、補助及び交付金	3,648				3,648	
	市民総合（特定）健康診査事業	衛生費	保健衛生費	市民保健センター費	備品購入費	6,031				6,031	
	防災対策事業	消防費	消防費	災害対策費	工事請負費	12,087		12,000		87	
合 計					193,932	93,790	0	12,000	0	88,142	

補正に必要な一般財源については、財政調整基金88,142千円により財源措置します。

(参考) 補正後の歳入歳出予算の総額

補正前の額	75,551,237 千円
補正額	193,932 千円
補正後の額	75,745,169 千円

2 地方債の補正(変更)

起債の目的	限度額		
防災設備整備事業費債	15,200	→	27,200 (+12,000)

(仮称) 公共施設整備における設計検討会議について

1 目的

市有建築物等の公共施設整備において、以下の確認事項を審査し、設計の方向性を定めるため、検討会議を設置する。

- (1) 市民サービスに供する品質が確保されているか
- (2) ライフサイクルコストに十分配慮し、コスト縮減が図られているか
- (3) 規格仕様が妥当であるか、また、建設のグレードは適切であるか

2 所掌事務

公共施設整備に関する設計及び規格仕様に関すること

3 対象工事等

予定価格5,000万円以上である、又は、見込まれる建築工事及び土木工事（土木工事に関しては水道局及び環境下水道部が所管するものを除く。）

(参考) 直近年度における対象工事	
・八雲中学校区における義務教育学校 新築	・弥治右衛門碑前・藤田西公園の再整備
・さくら小学校 増築	・旧佐太老人福祉センター跡地公園
・西部C C 改修工事	・都市計画道路豊秀松月線

4 組織

(1) 構成員	・都市整備部長【議長】	(2) 事務局	都市・交通計画課
	・企画財政部長【副議長】		
	・事業担当部長	(3) 説明者	事業担当課
	・その他案件に応じて部課長を招集		実施（基本）設計業者
	Ex)住宅まちづくり課長（※建築物に限る。）		住宅まちづくり課営繕担当（※建築物に限る。）

5 想定スケジュール



(※基本設計を実施する場合は、基本設計策定時に開催)

令和6年6月3日【総務部】
事務連絡
令和6年6月3日

職員各位

人事課長

通勤に係る交通機関利用履歴の保管等について（通知）

職員の通勤手当については、通勤届に基づき支給していることから、通勤経路等が適正であるかについて定期的に調査（調査実施日の属する月の前月1か月の実態について定期券の写し又は交通機関利用履歴の提出により確認）しているところです。

つきましては、交通機関の運賃負担方法が多岐にわたることから通勤経路を証明する資料を調査時に提出できるよう、下記を参考にその負担方法ごとに利用履歴を保管等しておくようお願いします。

記

1 交通機関運賃負担方法ごとの利用履歴例

（1）定期券（磁気・ICカード等で本体に利用区間等の印字があるもの）

- ・定期券を購入時に写しを取っておくこと。
- ・定期券を継続で購入しない場合（有効期限ごとに新規で購入など）は、従前の定期券の写しや領収書を保管しておくこと。

（2）PiTaPa等のICカードで運賃を後払い（PiTaPaマイスタイルなど）している場合 調査があった場合にWebサイト等からすみやかに利用履歴を出力できるようにしておくこと。

（3）ICOCA等のICカードに運賃をチャージしている場合

調査があった場合にすみやかに利用履歴を出力できる上限まで提出すること。

（4）切符

切符の領収書を窓口等で係員に発行してもらい、又は切符を購入時に写真を撮り、直近1か月分は保管しておくこと。

（5）回数カード

利用履歴が印字された部分の写しを直近1か月分は保管しておくこと。

2 その他

調査時に切符又は回数カードを利用していることが判明した場合は、定期券及びICカードを購入しない理由を確認するため、理由書を提出してもらいます。

令和6年6月3日
総務部

市条例等における法令等の引用について

1 概要

事務効率の観点から、次の取扱いを可とします。

- (1) 法令により従うべき基準、標準となる基準又は参酌すべき基準が示され、市条例において基準を定める必要がある場合について、当該法令を引用すること。
- (2) 市補助金交付要綱に記載する対象者等について、国要綱等を引用すること。

2 今後の予定

- (1) 令和6年6月末までに具体的な運用を記載したマニュアルを法制文書課ライブラリに掲載
- (2) 令和6年7月1日以後に審査依頼があったものから上記の運用を開始

3 備考

- (1) 原則として、それぞれの例規に改正の必要が発生した際に、当該改正と併せて上記の引用等を反映させた改正案を担当課において作成していただきます。
- (2) 例規審査の依頼が集中した場合には、適宜調整を行うことがあります。

個別健診の実施について

1 趣旨

守口市では現在、市民総合（特定）健康診査（市民健診）及び歯科健康診査（歯科健診）について、市民保健センターにおいて一括で受診する「集団健診方式」で実施しているところである。今後は、守口市国保被保険者の特定健診について、現在の集団健診に加え、市内の個別の医療機関で受診できる「個別健診方式」を導入することにより、受診者に応じてかかりつけ医療機関での受診を可能とする等、健康寿命の延伸に繋げるため、市民健診の受診率向上に向けた受診機会の拡大を図ることを目的とする。

2 個別健診開始日

令和 6 年 8 月 1 日から実施する。

8月
から

医療機関での 特定健診・歯科健診がスタート

健診がもっと身近に

令和6年度から、市民の皆さんの受診機会の拡大のため、個別の医療機関で特定健診と歯科健診が開始します。

受診期間

特定健診

8月1日(木)～11月30日(土)

歯科健診

8月1日(木)～令和7年2月28日(金)

対象となる人

守口市国民健康保険に
加入している

40歳～74歳の人

注75歳の誕生日の前日まで
受診可

健診費用
無料

健診の流れ

①受診券が自宅に届きます

市から郵送する受診券を確認してください。

特定健康診査
受診券



歯科健康診査
受診券



②予約

委託医療機関へ直接電話で予約します。

委託医療機関は、市ホームページに
掲載している「委託医療機関リスト」を
ご覧ください。



特定健診



歯科健診



③医療機関で受診

予約日に委託医療機関で受診します。

持ち物

▽健康保険証

▽受診券



④結果を確認

後日、自宅に検査結果が届きます。



健診項目

特定健診

問診・尿検査・血圧測定・血液検査・身体測定・腹囲測定・診察

注心電図検査は、医療機関では受診することができません。

市民保健センターで同日受診できる各種がん検診や

レントゲン検査は、医療機関での受診はできません。

歯科健診

問診・診察

注市民保健センターで実施しているパノラマレントゲン・唾液検査は委託医療機関では実施していません。

問い合わせ先

受診券発行について

問保険課

TEL 06-6992-1545

健診内容について

問健康推進課

TEL 06-6992-2347